



24条、議員として、同性愛者として(2005年度第2回
コロキウム)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 尾辻, かな子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004928

24条、議員として、同性愛者として

尾辻 かな子

私は今日、憲法24条を、議員としてどう考えるか、そして同性愛者としてどう考えるのかということで、お話をさせていただきたいと思います。

私は2003年の4月の統一地方選挙で、この堺市から府議会議員として当選しました。そのときは28歳ということで、府議会最年少でした。大阪府議会というのが、まさに家父長制の権化といえますか、112人議員がいるのですが、女性議員が7人しかいません。

私が最年少なのですが、次に若い、私の一つ上の歳の議員は、初めての一般質問のときに、「おじいさん、おばあさん、お父さん、そして私、三代にわたって、この伝統ある議会で」と言った三世の議員です。その次に若かった議員が、もう辞めちゃったので、次に若い議員は「おじいさん、お父さん、私で、自分の叔父さんも府議会議員で、お父さんはいま国会議員」というところにおりまして、若手議員といっても、ほぼ三世議員が若手を占めているような状況になっています。

それは国会も一緒に、小泉さんも三世ですよ。安倍晋三さんも三世ですし、たしか共産党の志位さんも二世なのです。ありとあらゆるところで、議会に二世、三世があふれていまして。これは塩翁（塩川正十郎）が言っていたのですけれど、殿様の息子が殿様になるのは封建制、実は日本はまだまだそういう時代だと。本当に、封建制の社会なのかと思えるぐらい、府議会では二世、三世が多いです。

ですから、政治の世界では、さっき岡野さんがおっしゃられたような非近代的な意見が出ていますけれども、私にしてみれば何ら不思議はないというか、やはり銀の匙を持って生まれた人たちが、民をどう治めるかということを考えてやるわけですから、こういう議論になっていくのです。

私は2003年から2年半議会に入っているのですが、本当によくこうした議論が出てくるんですよ。悔しいのは、こんなことを言っている議員が選挙で落ちないんですよ。なぜこういう議員を選んでくるのだ、有権者よ、という思いがあります。

今回の選挙で、自公で350議席取りましたけれども、これが国民の選択ということで、私たちは受け入れなくてはいけないんです。政治家の資質や政治の質と、有権者の質というのは、密接に絡んでいます。政治の質が悪いということは、イコール有権者の質が悪いということでも、実はあるのですね。

私は、今日は同性愛者として24条をどういうふうにとらえているかということ、みなさんにお伝えをしていきたいなと思っています。

本当に今、24条の問題というのは、いろいろと憲法調査会でもあったように、はっきり言って後退しようとしているわけです。この後退しようとしているときに、同性愛者の人権を考慮しろというような、もっと前に進めなければいけないのではないかという議論はなかなかしにくいわけで、私としても、例えば福島瑞穂さん編の『私たちの憲法24条』の本でも、あまり強くは言えませんでした。

後ろに下がるのをくいとめようとしている人たちに、後ろから矢を打つようなことはできない。さすがにそれはしてはいけないな、と。「24条には同性愛者の存在が考慮されていないという問題がありますよね」という問題提起ぐらいに、いまは考えています。

憲法24条が、男女の平等と、家族の中の個人の尊厳ということを書いてるのは確かなのですが、文面上の解釈からいくと、この婚姻は両性の合意のみでと言われてしまうと、やはりどうしても両性は男女ということになってしまいます。これは憲法学会でも両性の合意の「両性」は何かというと、「男女」であるというのが通説だろうと思います。「両性」を「二人」に、読めなくはないと思うけれども、やはり憲法を変えて両当事者の合意とかにしないと、同性婚にはきつとまらないだろうなと思っております。

では、いったい現実の当事者たちが、24条についてどういうことを考えているのだろうかということを探すと、なかなかこういう資料がないのです。2004年に「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会」が、約680人に、同性パートナーとの暮らしの中でどういった権利が欲しいですかということ、ウェブ上と紙で訊いたものがあります。

これを見ると、だいたい6割を超える人が何らかのパートナーシップ制

度がほしいというふうに言っています。政策提言研究会のホームページ (<http://www.geocities.jp/seisakukenjp/>) で見ていただきたいのですが、当事者たちが一番、だいたい8割ぐらいがほしいと言ったのは、家族としての病院等での面接権だったんですね。パートナーが万が一、病院に入ったときに、自分が面会できるのかどうか。

病院等で万が一のときは「家族の方を呼んでください」ということになります。病状を聞くことさえできないかもしれない。もし自分が同性愛者としてカミングアウトしていなければ、「あなたたちはどういう関係なのですか」と尋ねられても、「ただの同居人、友だちです」としか答えられません。そういうことになると、もうそこで切られてしまうんですね。

病院としては、医療費を払ってくれる人に病状などを説明したいというのが基にあるらしくて、友だちだと払ってくれないかもしれない、やっぱり家族に責任を持って払ってほしいということがあるみたいです。

ただ、この話はもう少し詰めていくと、個人情報保護法の問題とも絡んでくるのですが、一番大事なのは患者本人の意思であるということが言われていまして、患者本人の意思がない場合は家族等の意見を聞く。その家族「等」のところに、同性パートナーが含まれるのかということ、私が府議会で質問したら、その家族「等」には同性パートナーも含まれません、という答えをしています。

ですので、一応、解釈上は同性パートナーも面会できるのですが、じゃあ実際の病院で現場の先生とか、看護師さんたちがそういうことを知っているかといったら、たぶん全然知らないと思うんですね。そこらへんにも問題があるのかなと思います。

他に希望が高かったのが、遺産の話です。自分の遺産がパートナーに行くのか。一番人気なかったのが、貞操の義務と、同じ姓を名乗る義務。この2つは極端に低くて、この義務は2つともいらぬという傾向が、この調査からは出てきました。

私は2005年の8月に同性愛者であることをカミングアウトして、いろんな話がメール等で入ってくるようになりました。そのなかでも、大きな不利益として、先ほど言った病院での対応というのがありました。手術の同

意書に自分の名前が書けない。病状説明してもらえない。毎日、毎日会いに行くと、まわりの看護師さんたちが白い目で見るとか、現実にはいろいろな問題が出てきます。

あともう一つ大きな問題は、外国人が同性パートナーである人で、私、この前、外資系の企業がつくったレズビアン・ゲイ・ネットワークの講演で、東京に行ってきました。その企業は、会社のなかにいるレズビアンとゲイのためにお金を出して、ネットワークを支援しているんです。その立ち上げのときに、会社の社員みんながやってくるのです。

企業としては、多様性を認め、レズビアンやゲイである働いている人たちをサポートすることが、会社の価値を上げることであり、有能な人材を自分のところにとどめておく方策であるという考えなのだそうです。

ここでみなさんおっしゃるのが、自分がフルタイムで働いているので、海外のパートナーを呼んでくるのですけれども、パートナーは観光ビザでしか入れないわけですね。労働ビザがなかなかおりないんです。そうすると2カ月から3カ月に一回、日本から出なきゃいけないのですよ。入国、出国を繰り返しているうちに、特に東京ではいま、すごく外国人、特にアジア系の外国人に対しては、身分証明書を見せろとか、外国人登録証を見せろとかが多いらしくて、空港でとめられたりするらしいのですね。「おまえ、何でこんな観光ビザで何回も入ってくるんだ」というようなことを言われて。もしかしたら次は自分のパートナーは日本に入ってこられないかもしれない。そうしたら、僕はこの国では仕事ができない、そういう切実な訴えがありました。

あと、もう一つ、死別に伴う財産分与の問題がありまして、一番よく聞く話は、死んだ当事者の親族が出てくるのですね。資産をパートナーに残そうとしても、死んだ当事者の親族にしてみれば、何かわけのわからない赤の他人が同居していて、自分の息子とかの財産を取ろうとしている、というふうに感じてしまう。そこで、パートナーに対してさまざまな嫌がらせをする。その嫌がらせに負けて、そのまま引き下がってしまったという話をききました。

メールで来ていたのが、自分は養子縁組をしていたと。養子縁組をした

ら親もしくは子としての遺留分がちゃんとありますから、遺産を取れるはずなのですが、やはり亡くなった方の親族からの嫌がらせを受けた、と。その方は、大阪に住んでいたのだけれども、東京に引っ越したそうです。パートナーと養子縁組をすることが自分たちのセーフティネットだと思っていたけれども、現実にはセーフティネットとしてはたかなかったということなんです。

こんなことを聞いていると、何らかの、当事者のニーズから見えてくる解決策が必要じゃないかというふうに、私は考えるわけです。

じゃあ、立法機関である国会でどういうふうに議論をされているのかなということと言いますと、国会の議事録検索で同性婚とかで調べると、2、3でできます。参議院の憲法調査会でも触れられたことがありました。参議院憲法調査会、2004年11月17日のところです。

北川イッセイ議員、この人は大阪選出の参議院議員ですね。この前の2004年の参議院選挙のときに3番目で当確しましたよね。公明党の人と、民主党の尾立源幸さんが通って、辻元清美さんが負けて、この人が通ったんです。元府議会議員で私の同僚なんですけれども。この北川さんが、こんなことを言いました。「同性同士が共に生活すること、あるいは愛し合うことは自由で妨げるものではないが、婚姻と認めることについては人類の生態上……」(会場笑)。これは公式文書なんですよ。

同じときに若林ひできさん、民主党のこの人は大きな労働組合の代表です。参議院で全国区から出ている人というのは、こういう風に大きな組織のある人なのですけれども。若林さんは、「例えば同性愛者同士の結婚、あるいは妊娠、中絶の問題についても、常にアメリカの長い歴史のなかで争点になっていた。ある意味での自己決定権が議論になっているところがあります。いずれにしましても、民主党としましては権利の内容を検討したうえで、しっかり憲法に明記すべきだというふうにとらえているところがあります」と言っています。

江田五月さんという、岡山から出ている民主党の参議院議員も、同性婚については認めていくべきではないかというようなことを言っており、民主党内にはちょっとリベラルな感じがあるのですが。自民党に関しては、

多くは北川さんのような感じかなというところです。

国会の議論では同性婚に関してこう言っている。それに対して、当事者の議論としては、いろんなニーズがあるのですけれども、当事者の意見も、やはりいろいろあります。

一つは「婚」に対する違和感。貞操の義務があったり、同姓にしなきゃいけないかったり、戸籍を一緒にしなきゃいけないかったりという、異性愛の結婚と、まったく一緒の同性婚を持ってくると、いまの結婚制度が持っているいろんな問題が、そのまま同性婚にも出てくる。それはほんとに自分たちが求めているものなのかという違和感を持っている人もいます。

ただ、カナダの同性婚に関する運動なんかを見ると、全然違う考え方をしているのですね。カナダは世界で4番目、スペインの次に、異性婚とまったく同じ同性婚ができるようになった。最初、離婚できる法律がなくて、たいへんだったのですけれども。

カナダではその前に、ドメスティックパートナー制度があったのですね。でも、それだと異性愛者と一緒の権利ではない。異性愛者が結婚できるのなら、同性愛者も結婚できるじゃないかという、イコールライト (equal right) としての婚姻というものを言っているのです。ドメスティックパートナー制度では2級市民である、という言い方ですね。

もう一つの論点としては、男女が結婚できるのに、男男、女女では結婚できないのは性差別であるという考え方があります。これは、サンフランシスコとか、アメリカの法廷闘争のなかでも、男女でしか結婚できないことは性差別だ、という判決が出てきています。まだ闘っている途中ですから、確定をしているわけではないのですが、そういう考え方があります。

では私が議員という立場で —ただ私は地方自治体の議員ですので、国会の議論に参加することはできませんが—、どういうことを今後、当事者のなかで、そしていろんな方と一緒に考えていかなきゃいけないのかということについて、選択肢を挙げていきたいと思います。

まず、何らかの法的保障、同性パートナーへの法的保障は必要だと思っています。なぜ必要かというふうに考えると、それは国が認知をするか、認知をしないかという問題ではないかと思うのですね。たぶん、みなさん

から、何で国が同性愛者の存在を認知する必要があるんだ、という反論が出てくることは百も承知なのですが、例えば、2003年につくられて2004年7月から施行された、性同一性障害の人たちの戸籍の性別を変える法律。あれも実際はいろんな問題があります。ただ、あの法律ができたことによって性同一性障害に対する社会の認知が一気に進んだのは確かです。地方自治体もいろんなキャンペーンをやりましたから、身近なところで、認知が進んだのですね。ですから、法的保障が必要かと考えたときに、同性愛者の存在を国が認めるのかということが、やはり一つの論点なのかな、と思います。国が認めることで、社会的にもこういう存在があるのだということ認める方向に進むのではないかと思います。

ただ、同性愛者の当事者のなかにも、婚姻制度やパートナーシップ制度がほしい人と、いらなと言っている人と両方いますので、これは夫婦別姓の議論と一緒に、べつに夫婦同姓がいいと言う人は、それでいいと思うんです。別姓にしたいという人に選択肢がないことが問題なように、同性パートナーシップがほしいという人に対して、その選択肢がないということに問題があるのではないかと、私は考えています。

では、現実的に法的保障を獲得していくために考えられる方法は何だろうかということ、私は三つの方向性があるのかと思っています。1つ目は憲法24条の改定です。先ほど言ったように、両性の合意を両当事者の合意というふうに変えたら、同性婚が成立していくのではないかと思います。けれども、これはまた専門家のみなさんに聞かなければいけません。

じゃあ、これは実現の可能性があるのかと言いますと、ありません。すみません、私がありませんとか言ったらいけないですが、とりあえずこの4年間はあります。というのも、憲法を変えるためには3分の2以上の国会議員の賛成が必要だからです。いま480議席のうちの350が自公でやっておりますから、3分の2以上の国会議員の賛成が得られるとはまったく思えないのです。3分の2以上の国会での賛成を経て、国民投票でイエスと言ってもらえなければ憲法は変わりませんから、これは現実的にはほぼ無理なのではないかなと私は考えています。

じゃあ、あとは議員立法していくしかないのか。法律をつくる方法は二

通りありまして、内閣、省庁とかから法律を出していく閣法というやり方と、議員が法律を出す議員立法というやり方があります。この2番目の内閣としての法案提出、閣法としての提出ができるかというのと、これは、やはり無理です。やる気はありません、どこにも。

そうになると、もう3番目の手段ぐらいしかないのですね。議員立法として法案提出ができるかどうか。先ほど言いました、性同一性障害の人たちの性別を変える法案も、議員立法として法案が提出されています。議員立法としての法案提出は、実は20人の議員が署名すればできるのです。

じゃあ、いま自民党で出せるかと言えば、自民党は先ほどの議論に出たように、ちょっと無理でしょう。じゃあ民主党で20人出せるかというのと、民主党も議員20人だけでは法案が出せなくなっていて、党のハンコがいるようになったそうなんです。民主党には、右から左まで、様々な考えを持った議員が集まっています。ただでさえ割れる政党ですから、今、こんな党内が割れるものはやりたくない、たぶん民主党はそう考えるだろうなと思います。

こうした状況の中で、どういうシミュレーションがあるのかと考えると、これは本当に政治的な賭けをしなければいけないと思います。自公政権がこのまま続くと読むのか、それとも政権交代が起こる可能性が高いのか、ということなのですね。先ほども申し上げたように、自公政権でこの法律はできないということになると、あとは民主党に頑張ってもらうしかないですよ。しかし、いまの時点で、民主党からこういう法律を出してもらったらどうなるかというのと、自動的に現政権で成立させるという選択肢が消えるのです。国会は議院内閣制をとっています。議院内閣制というのは、過半数以上取った政党が与党として内閣総理大臣を選び、そして閣僚を選んでいるわけですよ。そして、それを転覆させようとする野党がいるわけです。与党にしてみれば、野党になんか絶対点数は稼がせたくないわけです。

つまり民主党や共産党から出てきた法案は、出てきたという時点で潰すのですね。こいつらに点数を稼がせてはいけないということで、潰すのです。内容は関係ありません。つまり、野党側から法律を出すということを選択した時点で、自公政権下で法律を出すという選択肢は消えてしまうんです。

これはまさに、野党の色が付いたことでなかなか成立しない夫婦別姓と同じ道のりなのですね。こうしたことは政治のなかの権力のかたちとして、地方自治体でも起こっています。市長や知事を支えていない会派から出た提案というのは、全部、そこから出たというだけで潰れるんです。

そういうような政治のメカニズムのなかで、この吹けば飛ぶような同性パートナー制度を、どういうふうに持っていったらいいのかというのが、いま私のなかでの一番の悩みどころなのです。

じゃあ自公政権下で、本当に可能性があるのか。性同一性障害者の戸籍の変更のときは、与党がプロジェクトチームを組んでやったのです。一人は南野知恵子さんという、自民党の参議院議員ですね。日本看護師協会から出ている方です。この方が与党のプロジェクトチームの自民党。もう一人は、浜四津敏子公明党代表代行。この二人でやっていました。

自公の二人がやったということで、この法案は何とか通ったのですが、大きい壁が、自民党総務部会全会一致の壁なのです。自民党から法律をつくらうとすると、自民党の総務部会を全会一致で通さないといけなくて、誰か一人でも反対したら終わりなのです。ここを同性パートナー法が乗り越えられるのかと言えば、どんなにこの議員たちを騙そうとしても、到底騙しきれないと思います。きっと誰かが異を唱えるでしょう。

同性愛というのは、この国の保守の人たちが考えている家族という共同体幻想を根底から崩すものなのですね。

実は、諸外国の例を見ても、同性婚の制度ができるときというのは、政権交代によってできているところが多いんです。スペインなんかは、列車をテロで爆破されて、社会民主党的な政権ができたことをきっかけに、同性婚が通りました。ドイツも政権交代のときにできています。コール (Helmut Kohl) のときはできずに、シュレーダー (Gerhard Schröder) になってできた。

同性愛者が家族をつくるという話は、どの国でも世論を二分しますので、そういう意味では政権交代による立法化のほうが現実可能性が高いのかもしれない。そのためには民主党のマニフェストに書かせなくては行けない、というようなことを具体的にやっていかないと、同性パートナー法は

なかなかできないのではないかと思います。

じゃあ、議員というのはどういうふうにものを考えているのか。私が2年半、議会にいたなかで感じられるのは、議員の皆さんが一番最初に考えているのは、将来の日本とか将来の大阪ではなくて、次の自分の選挙がどうなるかということなんです。日本の議員は職業政治家なのですね。つまり、サラリーマンを辞めて、議会に出なければいけない。なかなか休職を許してくれる会社はないですし、公務員でも選挙に出た瞬間に失職してしまいます。

そうすると、例えば男性で妻も子どももいた場合、この妻と子どもを食わせていかなければいけないということがあるのです。そういう状況では、落ちるわけにはいかない。そして元・先生と言われた人たちには、はっきり言って地元では職がないのです。だからよく議員になる人というのは、弁護士などのサムライ業の人たちですね。落ちててもまた自分で仕事ができる人と、二世、三世の地盤、看板、かばんがある人しか議会に入れない。

職業政治家は、次に自分はどうかしたら選挙に通るかということを考えているのです。自分のライバルのあの人、次にあいつの息子が出てくるかもしれない。そしたら、あいつに点数を稼がせてはいけないとか、いろいろ考えるわけですね。

多くの議員は、残念ながら、世論の風見鶏なのです。風見鶏という言い方は悪い言い方かもしれませんが、有権者がどう感じるか、有権者が自分の選択を支持してくれるかどうかというのは、やはり議員にとってはすごく大事なところなのです。

そうすると多くの議員は、多くの有権者が支持してくれるような選択肢を取ろうとする。特に小選挙区制度のなかでは、1番でなければ選挙に勝てない、51対49でも2番だったら意味がないんです。1番にならなければいけない。多数を取らなければいけない。そうして、世論の風見鶏になるという傾向があります。

議員の役割のひとつである、世論をつくるというところは、実は少数の議員しかしないと思います。私も先の衆議院議員選挙のときに、某候補の応援に行って、個人演説会で、実は私は同性愛者でというようなことを話

したら、選対事務局からクレームが付きまして、次からそういうことをしゃべらないでくれと言われてたりしました。同性愛の問題は、話題に出すことすら難しいのが現状です。

このような状況のなかで、公の立場として何ができるのかなという、まずは世論の形成をしていくことが大事なんじゃないかなと考えています。

特例法（性同一性障害者の性別の取扱いに関する特例法）の例を考えてみると、あの時は、金八先生のドラマがあって、競艇選手が登録していた性別を変更し、カミングアウトした世田谷区議員の上川あやさんが選挙に通った。立て続けに話題があって、世論が盛り上がったんですね。議員たちは、この話題はおいしい、ここに乗ると自分の票になると思ったら、乗ってくるんですね。議員が進んで集まってくるまで、どうにか世論を盛り上げていく必要がある。議員にとって、この話題はおいしいんだなと考えてもらうようにすることも大事かなと思います。

今なんか、実はなかなかおいしくて、イギリスでエルトン・ジョンとジョージ・マイケルという大物ミュージシャンが（シビル・パートナーシップ法が通ったということで）結婚するというニュースがメディアに掲載されています。こういうときに、頑張って日本でも世論を盛り上げていけたらなということを考えています。

こうして世論をつくっていくことも大事なのですが、いざ実現する段になると、先ほど言ったような、この先の政局をどう考えるのかがポイントになります。自公政権350がこのまま続くということであれば、この課題は350持っている自公政権が与党の責任として取り組むべき課題だ、という風にしないといけない。民主党のほうにお願いしたら、自公政権下では絶対できない問題になってしまう。私は今は無所属の議員ですから、どちらに持っていくべきなのか、ここが思案のしどころだと思います。

ということで、岡野さんよりももう少し泥臭いところで、どうやったら同性パートナーの法的保障が実現できるのか、ということについてお話させていただきました。